

生徒会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、Yohan International Christian School 生徒会と称し、略称を YICS 生徒会とする。

(会員)

第2条 本会は YICS の生徒によって組織する。

(目的および活動)

第3条 会員の自主的精神に基づいて、次のような活動をする。

- 一 生徒会の自治活動に積極的に参加協力をし、学校生活の充実をはかる活動
- 二 会員が自ら協力することにより、よりよい環境をつくり、信仰および学力の向上を目指す活動
- 三 会員としての自覚を持ち、委員会などを通してクリスチャンの学生としてふさわしい生活態度を身に付ける活動
- 四 学校の諸行事に積極的に参加・協力することによって行事を盛り上げる活動
- 五 会員が一体となって本校および社会の福祉を目指す活動
- 六 そのほか、生徒会の目的達成に必要な活動

第2章 役員

(役員)

第4条 本会には次の役員を置く。

- 一 会長1名
 - 二 副会長1名
 - 三 書記1名
 - 四 会計1名
 - 五 タイムキーパー1名
 - 六 各種委員長
- 2** 在任中、役員としてふさわしくない行為があった場合は、任期内でも生徒会全体の決議を経て、解任されることがある。

(役員を選出)

第5条 第4条に掲げた役員の選出は以下の手順によって行う。

一 会長は11年生の学年長（班長）、副会長は10年生の学年長（班長）が兼任し、書記および会計は9年生と8年生の学年長（班長）、タイムキーパーは7年生の学年長（班長）が務める。

二 各班長の選出方法はクラス内で自由に決定する。

三 各種委員長は班長以外の11年生の中からクラス内の会議により選出する。

2 役員の選出は、毎年3月に行い、4月に発足させる。

(役員の任期および期間)

第6条 役員の任期は1年間とする。

2 在任期間は、4月1日から3月31日までとする。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は次の通りとする。

一 会長は、生徒会を代表して会務を総括し、生徒評議会の決定事項を実施する。

二 副会長は、会長を助け、会長に事故があったときはその代理をする。

三 書記兼会計は、議決の計画を立て、議事の記録を作成し、保管、担当教師への報告をする。また会計職務として、生徒会にかかわる資金の取り扱いを行う。

四 各種委員長は、それぞれの目的達成ための活動を行う。

第3章 生徒総会

(生徒総会の役割)

第8条 生徒総会は、本会最高の議決機関であり、本会運営上重要な事項については必ず審議するものである。

(生徒総会の開催)

第9条 生徒総会は、毎週1回の「生徒会活動」の中で不定期に行われる。

(生徒総会の機能)

第10条 生徒総会は次の機能を持つ。

一 規約の制定および決定

二 役員の解任

三 予算の決定及び予算の承認

四 その他、生徒会の目的達成に必要な事項の決定及び、承認

(決定及び承認)

第11条 生徒総会は会員の4分の3以上の出席で成立し、出席会員の過半数で議決されなければならない。

第4章 委員会

(委員会)

第12条 本会の活動を有効にするために次の委員会を置く。

- 一 学生会本部（班長会）
- 二 風紀委員会
- 三 美化委員会
- 四 給食委員会
- 五 礼拝・放送委員会

第5章 雑則

(顧問教師)

第13条 生徒会には必ず顧問教師が置かれ、生徒会役員は懸案事項および議決事項を必ず報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 本規則は2016年4月1日より施行する。
- 2 第1回改訂 2017年4月1日より施行する。